

## 大月市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業等又は個人が社会貢献の一環として大月市立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度とは、図書館が雑誌スポンサー制度の趣旨に賛同する法人その他の団体、商店又は個人（以下「雑誌スポンサー」という。）から雑誌の提供を受け、当該雑誌を市民等の利用に供するに当たり、その保護及び保管のために必要な用具（以下「雑誌カバー」という。）に当該雑誌スポンサーに関する広告物その他必要な情報を掲示する制度をいう。

2 図書館は、提供された雑誌に添付する雑誌カバーの表面には、雑誌スポンサー名を、裏面には、雑誌スポンサーが作成した片面印刷の広告を掲載する。ただし、個人が雑誌スポンサーの場合は、個人の申出により、氏名又は広告を掲載しないことができる。

3 雑誌スポンサーが提供した雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーになろうとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの対象としない。

(1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中の者

(2) 大月市の入札参加資格において指名停止処分を受けている者

(3) 暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずる者

(4) 市税等を滞納している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーの対象とすることが適当でないと図書館長が認める者

(広告の内容)

第4条 第2条第2項の規定により掲載する広告の内容は、市の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれがあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する業務にかかわるもの

(3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの

(4) 宗教性のあるもの又は思想的なもの

(5) 意見広告又は名刺広告その他これに類するもの

(6) 青少年の保護又は健全育成に反するもの

(7) 求人広告その他これに類するもの

(8) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの

(10) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと図書館長が認めるもの

(雑誌スポンサー制度の申込み)

第5条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、大月市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）を図書館長に提出するものとする。

(雑誌の選定)

第6条 雑誌スポンサーが雑誌の提供をするに当たっては、図書館長が作成した雑誌リストの中から選定するものとする。

(雑誌スポンサーの審査及び決定)

第7条 図書館長は、第5条の申込みがあったときは、大月市立図書館資料選定委員会の審査に付し、雑誌スポンサーを決定するものとする。

(覚書)

第8条 申込者は、前条の規定により雑誌スポンサーに決定したときは、図書館長と覚書（様式第2号）を締結しなければならない。

2 図書館長は、前項の規定により覚書を締結したときは、図書館指定の納入業者（以下「納入業者」という。）に覚書の写しを通知するものとする。

(広告掲出期間)

第9条 広告の掲出期間は、図書館長が掲載を決定した月の翌月から1年間とする。

(雑誌の購入代金支払及び納入)

第10条 雑誌スポンサーは、1年間の雑誌購入代金の全部を一括払いの方法により納入業者に直接支払うものとする。ただし、銀行振込による支払いも可とする。

2 前項の場合において納入業者は、所定の領収証を発行するものとする。ただし、銀行振込による支払いについては、この限りでない。

3 納入業者は、雑誌スポンサーから納入された雑誌購入代金を第6条で選定された雑誌の購入に充て、当該雑誌を図書館に納入するものとする。

(休廃刊した場合の措置)

第11条 雑誌スポンサーから提供された雑誌が休廃刊した場合には、図書館長は、雑誌スポンサーと協議の上、別の雑誌に切り替えるものとする。

(広告掲載の責務)

第12条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(報告)

第13条 図書館長は、毎年1回雑誌スポンサー制度による雑誌の提供状況等について大月市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度について必要な

事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

大月市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

（あて先）  
大月市立図書館長 様

申込者  
住所  
商号又は名称  
（代表者）氏名 印  
電話番号

大月市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。なお、申込みに当たり、次の事項を誓約いたします。

- ① 民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更生手続中ではありません。
- ② 大月市の入札参加資格において指名停止処分を受けていません。
- ③ 暴力団、暴力団の構成員その他これに準ずる者ではありません。
- ④ 市税等を滞納していません。

1 提供を希望する雑誌名

（大月市立図書館が提示する雑誌リストの中から選んでください。）

希望順位	雑誌名（出版社名）	代金
1		円
2		円
3		円

2 提供期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 担当者連絡先

部署名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

4 添付資料

- ① 広告図案
- ② 法人・団体概要等（業種等が分かるもの）

備考

個人の申込みにあつては、3の記載及び4②の添付の必要はありません。

様式第2号（第8条関係）

覚 書

大月市立図書館長（以下「図書館長」という。）と（以下「雑誌スポンサー」という。）は、雑誌スポンサー制度による雑誌の提供等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第1条 大月市立図書館（以下「図書館」という。）は、雑誌スポンサーから「雑誌名（出版社名）」の提供を受けるものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 図書館は、雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌にカバーを掛けて、その表面には、雑誌スポンサー名を、裏面には、雑誌スポンサーが作成した片面印刷の広告を掲載する。ただし、個人が雑誌スポンサーの場合は、個人の申出により、氏名又は広告を掲載しないことができる。

（提供の期間）

第3条 雑誌スポンサーが図書館に対して雑誌を提供する期間は1年間とする。

2 雑誌スポンサーは、期間満了の3月前までに、図書館長に翌年の雑誌の提供の有無について、その意思を伝えるものとする。

（広告掲載の責務）

第4条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 雑誌スポンサーは、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る全ての権利処理等が完了していることを図書館に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には、図書館長及び雑誌スポンサーが誠意をもって協議し、解決するものとする。

本覚書は2通作成し、図書館長及び雑誌スポンサーが記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

住 所 大月市駒橋一丁目5番1号  
大月市立図書館 館長 印

雑誌スポンサー

住 所  
会社名（団体名）  
役 職  
氏 名 印